

平成24年7月6日

法務省刑事局  
刑事法制管理官  
上富敏伸 殿

NPO法人 KENTO  
代表理事 児島早苗

## 意見・要望書

『犯罪被害者等基本法』『犯罪被害者等基本計画』『第2次犯罪被害者等基本計画』等の策定、また途中での着実な見直し作業へのたゆまない御省の真摯、且つ熱意ある取り組みにこころより深謝いたします。

壁を越え他省との連携を進められる雄姿には、驚きと共に意気込みの強さを感じるものであります。

私達は今後も日本を動かす皆様方の少しでも力になれるよう犯罪被害の当事者、国民として、最善を尽くし、行動してまいります。

では、御省より先にご案内戴きました「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」中の5項目、及び「第2次犯罪被害者等基本計画」中の2項目につきまして下記に、NPO法人KENTOとしての「意見」、そして「要望」を述べさせていただきます。

### ① 【心情の意見陳述の対象者の範囲拡大】

#### 意見・要望

I. 心情の意見陳述の対象者の範囲拡大は、現状のままで特に問題ありませんが、被害者等にとって、より有効範囲・人数共に運用されるよう希望します。

### ② 【被害者特定事項の秘匿制度】

#### 意見・要望

I. 現行で大丈夫です。ただ、被害者自身のみでなく、被害者等の家族の氏名

などについても公表しないでほしい。

II. 公開の法廷で朗読の可能性がある場合の被害者等への事前の意思確認を徹底してほしい。

③ 【被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の要件の緩和及び対象者の拡充】

**意見・要望**

I. 裁判官の裁量による閲覧・謄写の許可でなく、犯罪被害者等が申請をすれば無条件に全てを開示してほしい。

II. 開示時期について、公判第一回目以降ではなく、少なくとも公判前証拠整理において開示してほしい。

III. 公判記録だけでなく、捜査記録の事前開示をしてほしい。

IV. 謄写料金について、被害者には無料化してほしい。

V. 最高検は、平成20年9月5日付で、第1回公判前であっても、被害者参加人に対し刑事記録を開示すべきであるとの通達を全国の地検・高検に出している。しかし、通達レベルでの扱いではバラツキがあるので、きちんと「法」にしてほしい。

④ 【被害者参加制度】

**意見・要望**

I. 実績調査を重ねた上で、被害者参加人の立場を検察官付属の位置から徐々に上げてほしい。

II. 第一回公判前に、「公訴事実の要旨」を知りたい。

III. 参加制度の満足度等の実績調査をしてほしい。

IV. 元検事の弁護士を被害者弁護人として活用できるようにしてほしい。

V. 検察官のサポートは十分すぎる位に丁寧であってほしい。

⑤ 【損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度】

**意見・要望**

I. 現行で大丈夫です。

**⑥【被害者参加人への旅費等の支給に関する検討】**

**意見・要望**

I. 現行で大丈夫です。

**⑦【被害者参加人のための国選弁護人に関する検討】**

**意見・要望**

I. 元検察官の弁護士を付けてほしい。

上記以外に、この機会を通じ、数点要望をさせて頂きたく下記に記します。

1. 被害者の遺影の法廷内参加を認めてほしい。
2. 裁判官・検察官・弁護人の合同勉強会を継続的にもってもらいたい。
3. 被害者支援員の法廷内付添いをさせてほしい。
4. 交通事故の起訴率があまりにも低い。先ず死亡事故に関しては全起訴を確実にしてほしい。
5. 被告人に認められていて、被害者等に認められていない権利が多々あるはず。それらを具体的に分かる形のもので表してほしい。
6. 被告人の人権擁護知識で装備されつづけてきた弁護士方のシステムを変える

べく、大学在学中の法学部生には、犯罪被害者に関する授業を、これまで加害者に割いてきた時間数の半分を義務的に振り分けてほしい。そのためにも大学側と対話を重ねてほしい。

7. 司法修習期間についても、上記と同様にしてほしい。

8. 控訴に対する意見を取り入れてほしい。

9. 檢察審査会の議決が検事正を拘束するよう改めてほしい。

以上